文部科学省

## 特定扶養控除(16歳以上19歳未満)の見直し(試算)

所得税(国税)の特定扶養控除を63万円から38万円に圧縮。 住民税(地方税)の特定扶養控除を45万円から33万円に圧縮。

課税対象所得のモデルケース 【課税所得階級の目安と限券税率】	現行の便益(A)	見直し後の便益(日)		
	所得税:63万円 住民税:45万円	所得税:38万円 住民税:33万円	高校実質無償化	見直し前便益との比較 (B)ー(A)
150万円	31, 500	19,000	118, 800	+94, 300
[ ~195万円: 5% ]	45, 000	33,000		
250万円	63, 000	38, 000	118, 800	+81,800
[ 195万円~330万円:10% ]	45, 000	33, 000		
500万円	126,000	76, 000	118, 800	+56,800
[ 330万円~695万円:20% ]	45, 000	33, 000		
750万円	144, 900	87, 400	118, 800	+49, 300
(695万円~900万円:23%)	45, 000	33,000		
1,500万円	207, 900	125, 400	118, 800	+24, 300
(900万円~1,800万円:33%)	45, 000	33, 000		
2,000万円	252, 000	152, 000	118, 800	+6,800
[ 1,800万円~:40% ]	45, 000	33, 000		

## (政算の前提)

- (ア) 所得者がサラリーマン、配偶者が専業主婦の核変後で、現在、障害のない16歳以上19歳未満の子ども(特定技芸院族)を1人共養している家族を仮定。
- (イ)公立高等学校に違い、高校実質無償化により、110,000円給付されるとしている。
- (ウ) 配偶者控除に保る便益は含んでいない。
- (エ) 高校実養保護化の便益を受ける16歳以上18歳未満の特定決要親族に保る特定状要担除を正線し、16歳以上23歳未満の特定決差観決に保る特定決乗物除は圧縮しない。